

東京女子体育大学・東京女子体育短期大学 学長裁定

(2022年4月1日現在)

○東京女子体育大学教授会規程（審議事項）（第6条第1項（3））

「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」

- (1) 学科の設置および廃止に関する事項
- (2) 学則、本規程およびその他大学の規程に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 聴講生、委託生、科目等履修生および外国人学生に関する事項
- (6) 学生生活、キャリア支援に関する重要な事項
- (7) 教員の教育・研究業績に関する事項
- (8) 教育研究施設に関する重要な事項
- (9) その他教学に必要な事項

○東京女子体育短期大学教授会規程（審議事項）（第6条第1項（3））

「教育研究に関する重要事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」

- (1) 学科の設置および廃止に関する事項
- (2) 学則、本規程およびその他短期大学の規程に関する事項
- (3) 教育課程に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) 聴講生、委託生、科目等履修生および外国人学生に関する事項
- (6) 学生生活、キャリア支援に関する重要な事項
- (7) 教員の教育・研究業績に関する事項
- (8) 教育研究施設に関する重要な事項
- (9) その他教学に必要な事項

以 上